

霧島市手数料条例の一部改正について

霧島市手数料条例の一部を次のように改正する。

令和3年12月9日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市手数料条例の一部を改正する条例

霧島市手数料条例（平成17年霧島市条例第75号）の一部を次のように改正する。

別表第1第77項の手数料を徴収する事項の欄中「、第2項又は第3項」を「から第5項まで」に改め、同欄中第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第5項に規定する確認書又は住宅性能評価書（以下この項及び次項において「確認書等」という。）の添付がある場合

(2) 確認書等の添付がない場合

別表第1第77項の手数料の金額の欄中「第60項」を「第58項」に改める。

別表第1第78項の手数料を徴収する事項の欄中第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 確認書等の添付がある場合

(2) 確認書等の添付がない場合

別表第1第78項の手数料の金額の欄中「第60項」を「第58項」に改める。

別表第1第79項の手数料を徴収する事項の欄中「譲受人を決定した場合」の次に「及び同条第3項の規定に基づく区分所有住宅の管理者等が選任された場合」を加え、同項の手数料の金額の欄を次のように改める。

次に掲げる変更認定申請の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額

ア 第9条第1項の規定に基づく譲受人を決定した場合 1戸につき 4,000円

イ 第9条第3項の規定に基づく区分所有住宅の管理者等が選任された場合 1棟につき 4,000円

別表第1第82項、第83項、第87項及び第88項の手数料の金額の欄中「第60項」を「第58

項」に改める。

附 則

この条例は、令和4年2月20日から施行する。

(提案理由)

長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)及び住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)が改正されたことに伴い、長期優良住宅認定制度の認定手続の合理化が図られたこと等により、本条例の所要の改正をしようとするものである。